

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人プレカリアートユニオン（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、主に中小企業の労働者が企業の枠を越えて個人で加入しているいわゆる合同労組であり、平成24年4月に結成された。本件申立時の組合員数は約350名である。
- (2) 被申立人株式会社サランウイングサービス（以下「会社」という。）は、貨物自動車運送事業を業とする株式会社で、本件申立時の従業員数は10名（運転手8名、運行管理者1名、事務員1名）であった。その後、会社は、6年4月30日に宇都宮地方裁判所栃木支部において破産手続開始決定がなされた。
- (3) 被申立人破産管財人は、4月30日、宇都宮地方裁判所栃木支部により会社の破産管財人に選任された。

2 事件の概要

貨物自動車運送事業を業とする会社の従業員であるA1並びに元従業員であるA2及びA3（以下、これら3名を併せて「A1ら」という。）は、令和5年1月頃、組合に加入した。1月28日、組合は、会社に対してA1らが組合に加入したことを通知するとともに、A1らの未払賃金問題等を議題とする団体交渉を申し入れた。2月19日、組合は、会社がA1に対して配車差別を行っているとしてこれを是正するよう、団体交渉の議題に追加した。4月4日以降、組合と会社との間で団体交渉及び事務折衝が開催され、5月22日、組合と会社とは、「会社は、A1の2023年5月1日就労分以降の賃金を同業種の従業員と差別せず、同業種の従業員の月額賃金の平均額を下回らないことを誓約し、正当な理由なくA1の賃金が平均額を下回った場合は、平均額との差額を支払う。」との条項（以下「本件和解条項」という。）を含む和解協定書（以下「本件和解協定書」という。）を締結した。

6年1月29日、組合は、会社に対し、本件和解協定書を履行することなどを求めて団体交渉を申し入れた（以下「本件団体交渉申入れ」という。）が、会社からの回答はなかった。

3月11日、組合は、当委員会に対して本件不当労働行為救済申立てを行った。

4月30日、会社について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任され、8月5日、当委員会は、破産管財人を本件の被申立人に追加した。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 被申立人会社は、申立人組合の組合員A1に対し、金894,307円を支払うこと。
- (2) 被申立人破産管財人は、前項の金員につき配当手続を実施したとき、又は配当手続が実施されないことが確定したときは、当委員会に速やかに文書で報告すること。
- (3) 会社による文書交付（要旨：会社が、A1に同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額を支給していないこと及び団体交渉に応じなかったことは、不当労働行為であると認定されたこと。今後このような行為を繰り返さないよう留意すること。）
- (4) 会社による上記(3)の履行報告

4 判断の要旨

- (1) 本件申立てに係るA4執行委員長の代表権について
ア 本件申立ては、令和6年3月11日、申立人を組合、A4執行委員長（以下「A4委員長」という。）を組合の代表者（執行委員長）とする不当労働行為救済申立書を当委員会に提出して行われたものであるところ、2月28日、東京地方裁判所は、平成27年9月から令和5年9月までの間に行われた、組合の執行委員長にA4委員長を選任する決議を含む各大会における決議（以下、組合の大会における決議を「総会決議」という。）がいずれも

不存在であることを確認する判決（以下、この判決を「総会決議不存在確認地裁判決」という。）が言い渡され、その後、東京高等裁判所は、組合の控訴を棄却する判決（以下、この判決と総会決議不存在確認地裁判決とを合わせて「総会決議不存在確認判決」という。）を言い渡し、7年7月2日、最高裁判所は、組合の上告棄却及び上告受理申立ての不受理の決定をし、総会決議不存在確認判決が確定した。

労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して不当労働行為救済申立てを行った場合には、却下事由に該当し得ると考えられるので、以上の事情を踏まえて、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるか否かについて、まず判断する。

イ 組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、上記アの総会決議が不存在とされた期間より前の、平成26年9月13日に開催された組合の大会で選任された当時の執行委員により構成される27年度執行委員会（以下「27年度執行委員会」という。）によって大会を招集することとし、27年度執行委員会を構成していた者のうち、それまでに組合を自ら脱退していた者を除く2名が、令和7年7月14日に27年度執行委員会を開催し、7年9月13日に定期大会（以下「7年9月13日定期大会」という。）を招集することを決定した。

その後、7月22日、27年度執行委員会は、「現在の執行委員会」と連名で、7年9月13日定期大会の招集を決定した時点で組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告C1及び選定人C2の2名を含む。）に対し、7年9月13日定期大会の招集を通知するとともに、同大会開催に当たっての代議員選挙の立候補に係る案内文を送付した。それらを受け、組合員の直接無記名投票による代議員選挙が行われた。

9月13日、上記代議員選挙で選ばれた代議員の過半数が出席（委任状による出席を含む。）して7年9月13日定期大会が開催され、直接無記名投票による役員選挙が行われた結果、A4委員長が組合の執行委員長に選任された。

7年9月13日定期大会で組合の執行委員長として選任されたA4委員長は、7年11月11日に開催された本件の第10回調査期日において、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を本件申立人組合の行為として追認し、引き続き審査手続を進めていく旨の意思を表示した。

ウ 以上の事実を踏まえると、組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、決議が不存在とされた期間の直前の大会において選任された執行委員会を構成する者のうち、7年7月14日時点で組合員であった者によって執行委員会を開催し、組合規約に基づいて、7年9月13日定期大会の招集を決定した上で、同大会招集を決定した時点において組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告C1及び選定者C2の2名を含む。）に対して大会の招集を通知するとともに、代議員選挙への立候補を案内した上で、組合員の直接無記名投票による代議員選挙を行い、7年9月13日定期大会において、出席代議員の直接無記名投票を行って執行委員長を選出し、選出された執行委員長が、組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を追認したのであるから、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとは認められず、却下事由に該当するということはできない。

(2) 会社がA1に同業種の従業員の月額賃金の平均額との差額を支給していないことについて

ア 組合と会社とは、5年5月、本件和解条項を含む本件和解協定書を締結した。本件和解協定書締結以降、6年2月までの間のA1の月額賃金は、全ての月において他の運転手の月額賃金の平均額を下回っているが、その差額を会社は組合に一切支払っていない。この

ことについて、組合は、会社がこの差額を支払わないことは本件和解条項の不履行にほかならず、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たると主張するので、以下検討する。

イ 5年5月から6年2月までの間において、A1の月額賃金と、同業種の従業員の月額賃金の平均額とを比較すると、A1が帰省のため年次有給休暇を取得し出勤日数が3日のみであった9月を除き、約7万円から約13万円の差額が生じている。

会社における運転手の賃金は、基本給、愛車手当、無事故手当及び残業手当で構成されている。このうち、基本給、愛車手当の額は同一の金額が支給されており、無事故手当についても5年5月から6年2月までの間は、全運転手に同額が支給されているから、月額賃金の差額は、残業手当の支給額の差によって生じたものといえる。そして、運転手の残業手当は、通常1日2回以上の運送業務を割り振られると発生するから、この月額賃金の差額は、詰まるところ、配車の指示の差によって生じたものといえることができる。

ウ 本件和解協定書は、組合が、A1に対する配車差別の是正を求めて団体交渉を申し入れ、組合と会社との間で2回の団体交渉と1回の事務折衝を経て締結された。会社は、この本件和解協定書の中で、今後A1に対し他の運転手と同等の配車指示を行うことを了解したのであり、会社は正当な理由がない限り、本件和解条項を遵守し、A1に対し他の運転手と同等に配車の指示をすべきであったといえる。

しかしながら、会社においては、通常1日2回以上の積み下ろし業務を指示するところ、A1に対しては、本件和解協定書締結以降も、ほとんどの勤務日において1日1回しか配車を指示していない状況が継続しており、その結果、上記イの差額が毎月生じたものといえる。

エ この点につき、破産管財人(注:会社は本件審査手続において調査及び審問に出頭せず、主張書面及び証拠を提出していない。)は、差額が生じたのはA1が残業を希望しなかったためであり、正当な理由があると主張する。しかしながら、A1は、会社の配車係に対し、自身に配車をもっと割り振るよう要望しており、A1が残業を拒否しているといった事実は見当たらない。

また、破産管財人は、会社の事業においては運転手がそれぞれ別の車両を運転し、異なる運送業務等に従事している以上、残業手当に差が生じるのはやむを得ないことであると主張する。しかしながら、会社が保有する大型貨物自動車の車種や仕様は全て同じであり、会社の運送業務は物流センターへ移動し荷積みをして目的地へ移動し荷下ろしをする業務であって、運転手によって運送業務に差異があるといった事実は認められず、前記イの差額が生じる理由として合理的であるとはいえない。

オ そうすると、本件和解条項の不履行は、団体交渉を経て組合と締結した労働協約に相当する本件和解協定書をないがしろにするものであり、結果として組合の運営に支障を与えたというほかないから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

また、組合と締結した本件和解条項を履行しなければ、組合員であるA1に経済的不利益を与えることは明白であり、会社はそのことを認識しつつ正当な理由なく本件和解条項を履行しなかったのであるから、本件和解条項の不履行は、A1が組合員であることを理由にした不利益取扱いにも当たるといわざるを得ない。

(3) 会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことについて

ア 本件団体交渉申入れ時において、A1は会社の雇用する労働者であり、組合は、会社に対し、本件和解協定書の履行、すなわちA1の未払賃金の支払等について団体交渉を申し入れたのであるから、会社は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

組合は、会社に対し、本件団体交渉申入れを文書でファクシミリ及び配達証明郵便により送付して団体交渉を申し入れ、配達証明で郵送した文書は、1月30日に会社に到達した

ことが認められる。

これに対し、会社は、回答期限であった2月5日までに何ら回答しなかつただけでなく、さらにその期限から約1か月が経過した3月11日の本件申立時においても何ら回答をしていない。

イ このことについて、破産管財人は、本件団体交渉申入れがされた当時、会社は、既に破産申立てを弁護士に相談しており、経営状態がひっ迫し、業務も混乱していたことから、団体交渉に応じられるような状況になかつたと主張し、会社が団体交渉に応じなかつたことについては、正当な理由があると主張する。

しかしながら、会社にそうした事情があつたのであれば、その旨を組合に事情を伝えるなどの方法も採り得たのであり、会社がこのような方法を何ら採ることなく本件団体交渉申入れに応じなかつたことについて、これを正当化することは困難である。したがって、本件団体交渉申入れに会社が応じなかつたことは正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

そして、団体交渉が開催されなかつたことで、組合は、本件和解協定書の履行について協議することができず、組合の運営に支障を与えたといわざるを得ないから、上記団体交渉拒否は組合の運営に対する支配介入にも当たる。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 申立年月日 | 令和6年3月11日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和8年4月7日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和8年5月13日 |